

平成28年度

政策提言等に関する報告

平成29年2月23日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から毎年度設置され、提言を行ってきたが、平成28年度も新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

全議員を対象にした政策提言等に関する意向調査を行った上で、平成28年5月31日に第1回委員会を開催して以来、10回に及び委員会を開催し、その間、現状や課題等の把握を行い、対応策や提言内容について委員間で議論を重ねてきた。

その結果、「子どもの貧困対策」及び「特別支援教育の充実」について提言案を取りまとめるとともに、「森林資源の循環利用の促進に関する条例」を議員提案で制定すべきとの報告を行った。

本報告書は、平成28年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

| | | |
|-------------------|------|--------|
| 鹿児島県議会政策立案推進検討委員会 | 委員長 | 永井章義 |
| | 副委員長 | 柳誠子 |
| | 委員 | 郷原拓男 |
| | 委員 | 林健二 |
| | 委員 | 田畑浩一郎 |
| | 委員 | いわしげ仁子 |
| | 委員 | 上山貞茂 |
| | 委員 | 西村協 |
| | 委員 | 西高悟 |
| | 委員 | 松田浩孝 |
| | 委員 | 酒匂卓郎 |
| | 委員 | 吉留厚宏 |
| | 委員 | まつざき真琴 |

目 次

| | |
|---|---|
| 1 委員会の活動経過 | 1 |
| （1）委員会の行う検討・調査事項 | 1 |
| （2）議員への意向調査の実施 | 1 |
| （3）検討項目の決定 | 1 |
| （4）委員会の開催状況 | 2 |
| （5）検討結果の概要 | 3 |
| | |
| 2 提言等 | 3 |
| （1）「子どもの貧困対策について」（政策提言） | |
| | |
| （2）「特別支援教育の充実について」（政策提言） | |
| | |
| （3）「森林資源の循環利用の促進に関する条例の制定について」 （政策条例の対象項目） | |

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ① 議会が知事等に対して行う政策提言案
- ② 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成28年4月、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる16件の提案がなされた。

提案項目件数・・・・・・・・ 16件（15件）

- ・ 政策提言・・・・・・・・ 12件（11件）
- ・ 政策条例・・・・・・・・ 4件（ 4件）

※（ ）は重複を除いた件数

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- ① 子どもの貧困対策
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 木材利用促進

(4) 委員会の開催状況

平成28年5月31日に第1回委員会を開催して以後、委員会を10回開催した。委員会では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、県当局（総務部、保健福祉部、環境林務部及び教育庁）からの現状等の聴取も実施して、委員間で議論を行った。

なお、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成28年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

| 月 日 | 会議名等 | 協議内容等 |
|---------------------|---------|---|
| H28. 4.27 | 意向調査の実施 | ・全議員を対象とする意向調査 |
| H28. 5.31 | 第1回委員会 | ・正副委員長の選出 ・検討の進め方等について |
| H28. 6. 9 | 第2回委員会 | ・検討項目の選定について |
| H28. 6.20 | 第3回委員会 | ・検討項目の決定 ・担当委員の決定 |
| H28. 7.26 | | ・「子どもの貧困対策」について (学識経験者等との意見交換) |
| H28. 8. 5 | | ・「子どもの貧困対策」について (現地視察・調査：子ども食堂) |
| H28. 8.10 | 第4回委員会 | ・「子どもの貧困対策」について (総務部, 保健福祉部, 教育庁から現状等の聴取) ・「特別支援教育の充実」について (教育庁から現状等の聴取) |
| H28. 9. 6 | | ・「子どもの貧困対策」について (現地視察・調査：福岡県) |
| H28. 9. 7 ～ 9. 8 | | ・「特別支援教育の充実」について (現地視察・調査：長崎県) |
| H28.10. 4 | 第5回委員会 | ・「特別支援教育の充実」について |
| H28.10. 7 | 第6回委員会 | ・「子どもの貧困対策」について ・「特別支援教育の充実」について ・「木材利用促進」について (環境林務部から現状等の聴取) |
| H28.12. 6 | 第7回委員会 | ・「子どもの貧困対策」について ・「特別支援教育の充実」について |
| H28.12.13 | 第8回委員会 | ・「子どもの貧困対策」について ・「特別支援教育の充実」について ・「木材利用促進」について |

| | | |
|-------------|---------|--|
| H28.1 2.1 3 | 議長への報告 | ・「子どもの貧困対策」について |
| H28.1 2.1 6 | 知事等への提言 | ・「子どもの貧困対策」について |
| H29. 1.1 7 | 第9回委員会 | ・「特別支援教育の充実」について ・「森林資源の循環利用の促進に関する条例」の制定について |
| H29. 2.1 6 | 第10回委員会 | ・「特別支援教育の充実」について ・「森林資源の循環利用の促進に関する条例」の制定について ・「政策提言等に関する報告」について |
| H29. 2.2 3 | 議長への報告 | ・「特別支援教育の充実」について ・「森林資源の循環利用の促進に関する条例」の制定について ・「政策提言等に関する報告」について |

(5) 検討結果の概要

「子どもの貧困対策」及び「特別支援教育の充実」について知事及び教育委員会に提言すべきとし、「森林資源の循環利用の促進に関する条例」について議員提案による政策条例の制定に取り組むべきとした。

2 提言等

(1) 「子どもの貧困対策について」(政策提言)

※ 平成28年12月13日に議長へ報告 別紙1のとおり

(2) 「特別支援教育の充実について」(政策提言)

※ 平成29年2月23日に議長へ報告 別紙2のとおり

(2) 「森林資源の循環利用の促進に関する条例の制定について」(政策条例の対象項目)

※ 平成29年2月23日に議長へ報告 別紙3のとおり

子どもの貧困対策について

1 提言の背景

(1) 子どもの貧困を取り巻く現状

平成25年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は過去最悪の16.3%で、約6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で生活していることが分かった。中でも深刻なのは一人親世帯で、その貧困率は54.6%にも上る。

国民生活基礎調査とは算定方法が異なるものの、山形大学の戸室准教授が調査した都道府県別の子どもの貧困率において、本県は20.6%と全国で3番目、日本財団が調査した都道府県別の貧困状態にある子どもの割合は19.3%と全国で5番目となっており、いずれも高い数字を示している。

また、日本財団は「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」において、子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという想定のもと、子どもの貧困の現状を放置した場合、わずか1学年あたりでも経済的損失は約2.9兆円に達し、政府の財政負担は1.1兆円増加するという推計結果を発表しており、子どもの貧困は、当事者だけの問題ではなく、社会全体に波及する非常に重要な課題であるということを明らかにしている。

子どもの貧困に係る深刻な状況を受け、政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成26年に施行し、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱を策定。また、新3本の矢の一つである子育て支援において、子どもの貧困の問題に取り組むとした。

さらに、平成27年10月には、子供の未来応援国民運動が始動し、子供の未来応援基金を創設。平成28年に入り、子どもの貧困対策に関する超党派の議員連盟が発足するなど、子どもの貧困解消へ向けた動きが広がっている。

本県においても、平成28年3月に策定した「かごしま子ども未来プラン2015」に盛り込んだ「子どもの貧困対策計画」に基づき、教

育支援の充実，生活支援の充実，保護者に対する就労支援の充実，経済的支援の充実を施策目標に掲げ，ひとり親家庭の医療費助成事業や就労支援対策事業，生活困窮者自立支援事業などの施策に取り組んでいる。

このように子どもの貧困への関心が高まる中，民間主導による貧困対策や居場所提供などを目的とした子ども食堂の開設が急増しており，全国では300か所あまり，県内でも平成28年に入り，各地で次々と開設されるなど，活発な支援の動きがみられている。

(2) 子どもの貧困解消に向けた取組の方向性

ア 県民への意識啓発と助成制度等の周知徹底

鹿児島大学の齋藤准教授によると，現代の子どもの貧困の特徴は「相対的貧困であり，見えない貧困」であるという。

相対的貧困は，子どもの体格や服装などの外見から判断するのが難しく，また，恥ずかしさや親をかばう気持ちから，うそをついたり，声を上げることをためらう子どもが多いため，見えにくくなっているという。

したがって，周囲の人々が「見えない貧困」を「見つめる意識」を持つことが重要であり，県民の認識を高め，理解促進を図るため，本県の子どもの貧困に関する現状を広く周知し，啓発に努める必要がある。

併せて，経済的困難を抱える家庭や周囲の県民が，助成制度や県，市町村等の相談窓口など支援につながる情報を認識し，「見えない貧困」を掬い上げることができるよう，市町村と一体となって更なる周知に努める必要がある。

イ 子どもの貧困対策の推進

現在，県内においては，民間主導の取組が進み，子どもの貧困対策の機運が高まっている。この機運を後押しし，更に押し進めるために，県としても具体的でより効果的な対策を早急に実施する必要がある。

まずは，子どもたちが生きる力を蓄え，生活基盤を形づくる支えとするため，食えること，孤独に陥らないこと，必要な治療を受け

られることなどの生活支援が最優先である。

併せて、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう教育支援が重要である。平成26年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの貧困対策について「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」と基本理念に掲げている。

生まれ育った環境に左右されることのないよう教育や学習機会の格差を解消することにより、子どもたちのよりよい未来に向けた選択肢が増え、貧困からの脱却につながるものとする。

ウ 子どもの貧困解消に向けた環境体制の整備

県では、「子どもの貧困対策計画」に基づく支援のほか、子どもの生活等の実態を把握し、子育て支援に係る今後の施策に生かすため、今年度、かごしま子ども調査事業に取り組んでいる。子どもの貧困対策を展開する上で、その実態把握は必要不可欠である。この調査結果等をもとに、子どもに関する施設等の関係者や有識者を交え、子どもの貧困対策計画や数値目標の検証と見直しを行っていくことにより、子どもの貧困解消に向け、より確実な効果が上がっていくものとする。

また、福岡県子ども支援オフィスによると、家計相談が経済的困難の解消につながる入口であり、重要な支援策であるという。経済的な困り事を認識し、整理することで、現在の生活だけでなく、将来の見通しも立てられるようになり、貧困解消に向けた1歩へつながっていくことから、家計相談支援体制の更なる充実が望まれる。

以上、子どもの貧困対策の取組の方向性として、県民への意識啓発や助成制度等の周知、環境体制の整備のほか、生活・教育面における具体的でより効果的な対策を早急に推進する必要があるとの結論を得、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 県民への意識啓発と助成制度等の周知徹底

ア 子どもの貧困は個々の家庭の問題ではなく、社会全体で取り組むべき非常に重要な課題であるということについて、県民の認識を高め、理解促進を図るため、本県の子どもの貧困に関する現状を周知し、啓発に努めること。

イ 就学援助制度などの助成制度や県、市町村等の相談窓口に関する情報が支援の必要な家庭に確実に届くよう、また、支援の必要な方々の周囲の県民にも認識されるよう市町村と一体となって更なる周知に努めること。

(2) 子どもの貧困対策の推進

ア 生活支援

(ア) 貧困家庭の子どもに対し飲食や居場所を提供する子ども食堂等の運営の円滑化、維持継続を図るため、必要な支援及び助言を行うこと。

(イ) 児童養護施設退所後の子どもたちが経済的困難を抱えることなく自立の道を進めるよう必要な支援を行うこと。

(ウ) 経済的理由により治療を中断したり、必要な受診を抑制することのないよう、子どもの医療費助成制度の現物給付等、医療費支援の充実を図ること。

(エ) 保護者が昼間労働等により家庭にいない放課後児童の居場所確保を図り、保護者の就労支援に資するため、貧困家庭の放課後児童クラブ利用に関し、実施主体の市町村に対し、必要な支援及び助言を行うこと。

イ 教育支援

(ア) 貧困による学力格差や学習意欲の低下が生じることのないよう貧困家庭に対する学習支援の充実を図るため、必要な支援及び助言を行うこと。

(イ) 市町村が実施する就学援助制度について、適切な支給時期への配慮及び支給額・支給対象の充実を図るよう必要な助言を行うこと。

(例)・新入学児童生徒学用品費の入学前支給
・修学旅行費の事前支給
・給食費の全額支給
・PTA会費、部活動費、生徒会費等、支給対象の拡大

(ウ) 公立高校より授業料が高額となる私立高校への進学を経済的理由から断念することのないよう私立高校の生徒に対する就学支援金制度等の対象者や支給額について、更なる支援の拡充に努めること。

(3) 子どもの貧困解消に向けた環境体制の整備

ア 鹿児島県子ども・子育て支援会議を活用して、「子どもの貧困」をテーマとした検討を重点的に継続して行い、その検討状況を基に、子どもの貧困対策計画の施策を、より効果的なものにしていくこと。

イ 経済的困難を解消する重要な支援策である家計相談支援体制の充実に努めること。

子どもの貧困率

平成25年度国民生活基礎調査の概況～抜粋～

平成 24 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 16.1%となっている。また、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 16.3%となっている。

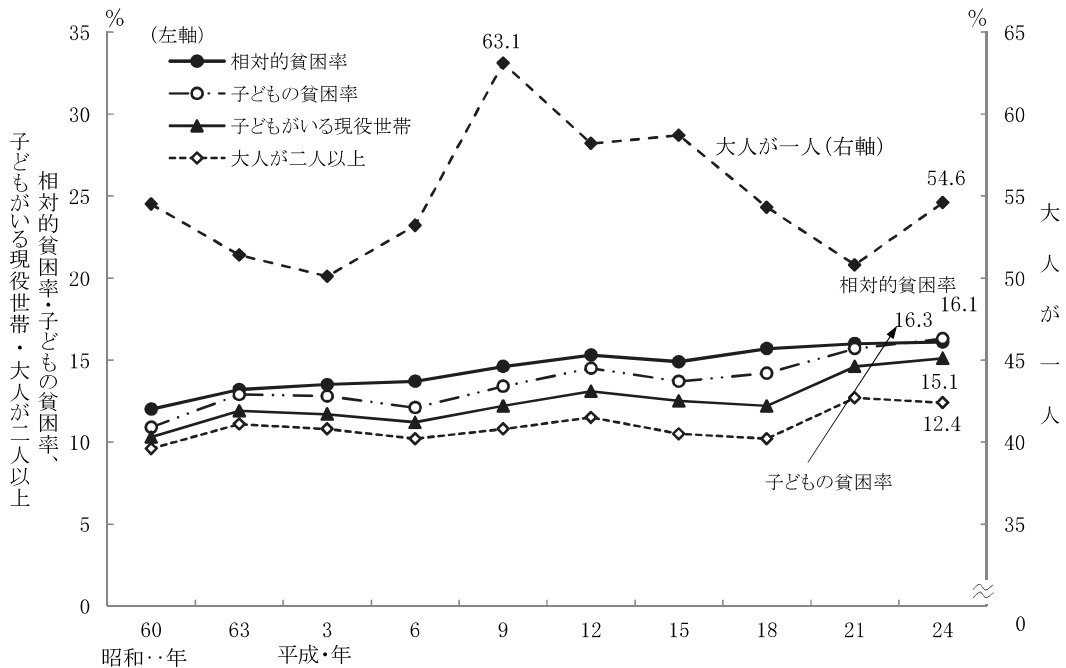
「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、15.1%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 54.6%、「大人が二人以上」の世帯員では 12.4%となっている。（表 12、図 19）

表 12 貧困率の年次推移

| | 昭和 60年 | 63 | 平成 3年 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 |
|---------------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 |
| 子どもの貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.1 | 13.4 | 14.5 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.7 | 11.2 | 12.2 | 13.1 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.2 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.8 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 |
| 名目値 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 中央値 (a) | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 |
| 貧困線 (a/2) | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 |
| 実質値 (昭和60年基準) | | | | | | | | | | |
| 中央値 (b) | 216 | 226 | 246 | 255 | 259 | 240 | 233 | 228 | 224 | 221 |
| 貧困線 (b/2) | 108 | 113 | 123 | 127 | 130 | 120 | 116 | 114 | 112 | 111 |

- 注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和60年（1985年）を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数（平成22年基準））で調整したものである。

図 19 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

子どもの貧困率

山形大学人文学部 戸室准教授 調査結果

山形大学人文学部研究年報 第13号 (2016. 3) 33-53

表8 子どもの貧困率の格差

| 順位 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------------|
| 2012年 | 沖縄 | 大阪 | 鹿児島 | 福岡 | 北海道 | 宮崎 | 高知 | 青森 | 和歌山 | 京都 | 合計 | 2012年 /1992年 |
| 貧困世帯数 | 51,202 | 161,914 | 29,449 | 83,464 | 86,114 | 18,348 | 11,359 | 17,425 | 14,128 | 37,717 | 511,120 | 1.69 |
| 総世帯数 | 136,600 | 742,500 | 142,800 | 418,800 | 437,000 | 94,200 | 60,000 | 99,000 | 80,800 | 219,400 | 2,431,100 | |
| 貧困率 | 37.5% | 21.8% | 20.6% | 19.9% | 19.7% | 19.5% | 18.9% | 17.6% | 17.5% | 17.2% | 21.0% | |
| 2007年 | 沖縄 | 高知 | 大阪 | 長崎 | 宮崎 | 京都 | 鹿児島 | 北海道 | 和歌山 | 青森 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 40,398 | 9,706 | 128,117 | 18,135 | 15,600 | 32,037 | 21,947 | 64,974 | 11,348 | 14,781 | 357,044 | |
| 総世帯数 | 131,800 | 57,900 | 784,100 | 111,800 | 96,700 | 209,900 | 148,000 | 441,900 | 82,400 | 107,800 | 2,172,300 | |
| 貧困率 | 30.7% | 16.8% | 16.3% | 16.2% | 16.1% | 15.3% | 14.8% | 14.7% | 13.8% | 13.7% | 16.4% | |
| 2002年 | 沖縄 | 大阪 | 高知 | 京都 | 鹿児島 | 宮崎 | 兵庫 | 熊本 | 福岡 | 愛媛 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 43,103 | 152,650 | 10,138 | 34,788 | 23,620 | 15,297 | 77,578 | 22,687 | 63,055 | 18,138 | 461,052 | |
| 総世帯数 | 139,200 | 796,700 | 65,000 | 231,300 | 158,800 | 104,200 | 535,800 | 158,200 | 440,500 | 132,500 | 2,762,200 | |
| 貧困率 | 31.0% | 19.2% | 15.6% | 15.0% | 14.9% | 14.7% | 14.5% | 14.3% | 14.3% | 13.7% | 16.7% | |
| 1997年 | 沖縄 | 京都 | 宮崎 | 高知 | 福岡 | 熊本 | 鹿児島 | 徳島 | 愛媛 | 大阪 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 36,445 | 24,015 | 11,889 | 6,730 | 46,395 | 16,449 | 16,963 | 6,483 | 12,442 | 68,538 | 246,349 | |
| 総世帯数 | 136,000 | 232,000 | 115,000 | 66,000 | 469,000 | 169,000 | 176,000 | 72,000 | 141,000 | 816,000 | 2,392,000 | |
| 貧困率 | 26.8% | 10.4% | 10.3% | 10.2% | 9.9% | 9.7% | 9.6% | 9.0% | 8.8% | 8.4% | 10.3% | |
| 1992年 | 沖縄 | 鹿児島 | 宮崎 | 長崎 | 愛媛 | 大分 | 高知 | 青森 | 徳島 | 佐賀 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 39,544 | 27,305 | 14,504 | 17,153 | 15,405 | 11,891 | 7,109 | 13,420 | 7,482 | 7,374 | 161,187 | |
| 総世帯数 | 138,000 | 188,000 | 122,000 | 164,000 | 159,000 | 123,000 | 77,000 | 150,000 | 85,000 | 87,000 | 1,293,000 | |
| 貧困率 | 28.7% | 14.5% | 11.9% | 10.5% | 9.7% | 9.7% | 9.2% | 8.9% | 8.8% | 8.5% | 12.5% | |
| 順位 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | | |
| 2012年 | 群馬 | 石川 | 秋田 | 三重 | 岐阜 | 鳥取 | 滋賀 | 茨城 | 富山 | 福井 | 合計 | 2012年 /1992年 |
| 貧困世帯数 | 16,873 | 9,505 | 7,118 | 15,040 | 15,931 | 4,495 | 11,298 | 19,558 | 5,109 | 3,315 | 108,243 | 3.85 |
| 総世帯数 | 164,100 | 95,400 | 72,100 | 157,900 | 170,000 | 48,600 | 130,700 | 228,100 | 84,500 | 60,400 | 1,211,800 | 地域別格差 |
| 貧困率 | 10.3% | 10.0% | 9.9% | 9.5% | 9.4% | 9.2% | 8.6% | 8.6% | 6.0% | 5.5% | 8.9% | 2.35 |
| 2007年 | 埼玉 | 静岡 | 千葉 | 新潟 | 長野 | 山形 | 石川 | 三重 | 富山 | 福井 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 43,858 | 22,220 | 33,480 | 12,228 | 10,773 | 4,917 | 5,579 | 7,311 | 3,943 | 3,029 | 147,337 | |
| 総世帯数 | 638,200 | 331,400 | 515,900 | 189,100 | 178,000 | 86,800 | 99,000 | 151,900 | 84,000 | 65,400 | 2,339,700 | |
| 貧困率 | 6.9% | 6.7% | 6.5% | 6.5% | 6.1% | 5.7% | 5.6% | 4.8% | 4.7% | 4.6% | 6.3% | 2.61 |
| 2002年 | 長野 | 静岡 | 茨城 | 三重 | 新潟 | 千葉 | 石川 | 福井 | 山形 | 富山 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 13,291 | 23,254 | 16,841 | 10,294 | 12,370 | 33,859 | 5,568 | 3,630 | 4,898 | 4,234 | 128,240 | |
| 総世帯数 | 186,700 | 343,700 | 265,300 | 164,900 | 199,800 | 548,400 | 102,100 | 69,900 | 99,500 | 92,400 | 2,072,700 | |
| 貧困率 | 7.1% | 6.8% | 6.3% | 6.2% | 6.2% | 6.2% | 5.5% | 5.2% | 4.9% | 4.6% | 6.2% | 2.70 |
| 1997年 | 新潟 | 岐阜 | 石川 | 滋賀 | 鳥取 | 長野 | 鳥取 | 富山 | 山形 | 福井 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 7,676 | 6,286 | 3,336 | 4,047 | 1,862 | 5,095 | 1,247 | 2,219 | 2,028 | 723 | 34,518 | |
| 総世帯数 | 226,000 | 191,000 | 109,000 | 133,000 | 66,000 | 201,000 | 55,000 | 101,000 | 107,000 | 75,000 | 1,264,000 | |
| 貧困率 | 3.4% | 3.3% | 3.1% | 3.0% | 2.8% | 2.5% | 2.3% | 2.2% | 1.9% | 1.0% | 2.7% | 3.77 |
| 1992年 | 長野 | 香川 | 栃木 | 福井 | 岐阜 | 新潟 | 滋賀 | 山形 | 石川 | 富山 | 合計 | |
| 貧困世帯数 | 6,616 | 3,002 | 6,037 | 2,213 | 5,308 | 5,357 | 2,865 | 2,269 | 1,911 | 538 | 36,119 | |
| 総世帯数 | 221,000 | 103,000 | 209,000 | 81,000 | 214,000 | 248,000 | 137,000 | 116,000 | 121,000 | 106,000 | 1,556,000 | |
| 貧困率 | 3.0% | 2.9% | 2.9% | 2.7% | 2.5% | 2.2% | 2.1% | 2.0% | 1.6% | 0.5% | 2.3% | 5.37 |

【山形大学戸室准教授調査による貧困率の計算方法】

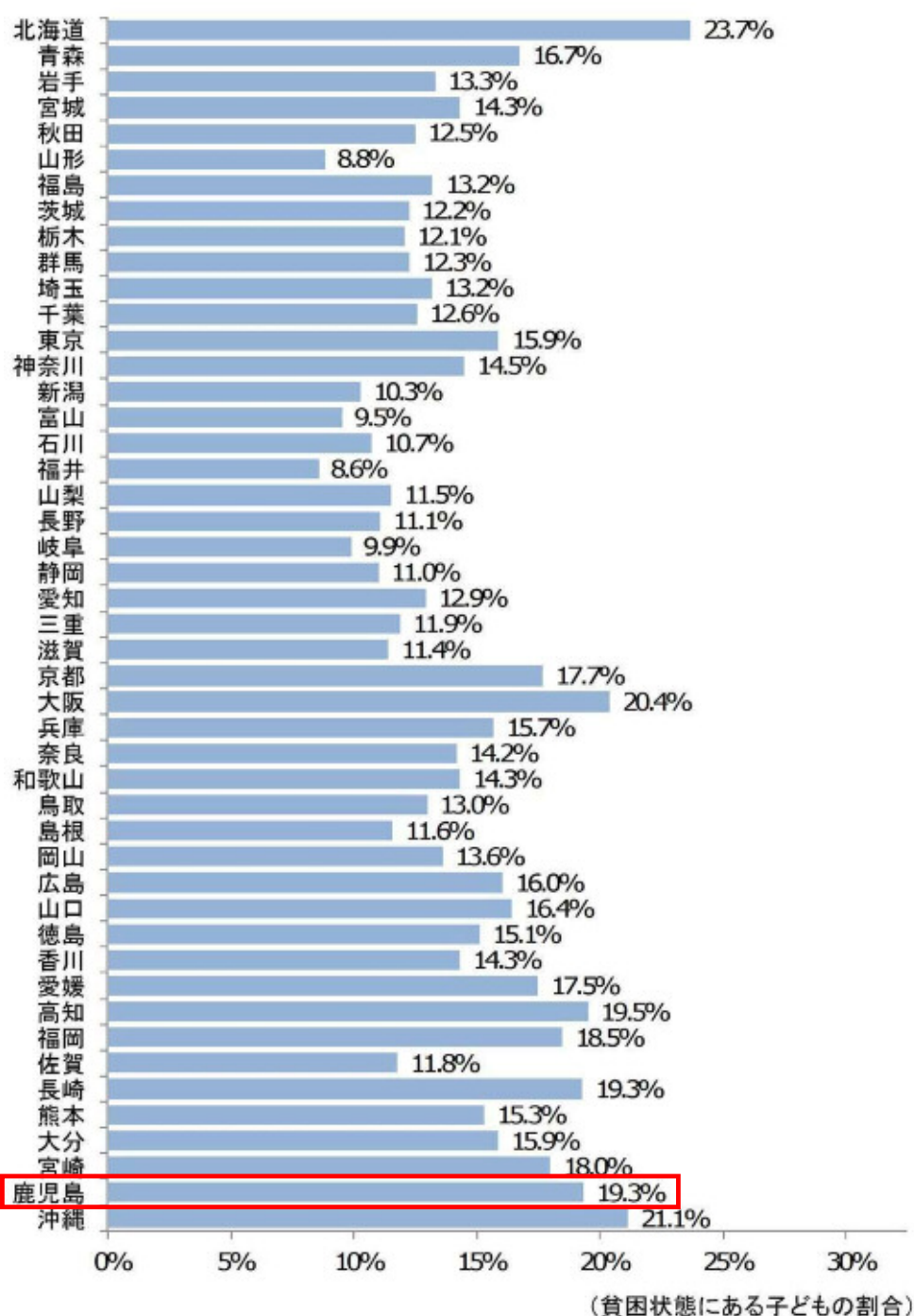
18歳未満の末子がいる世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合。
最低生活費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計。

子どもの貧困の社会的損失推計～都道府県別推計～レポート (2016年3月11日訂正版 日本財団)

1. 貧困状態にある子ども割合

貧困状態にある子どもの割合を示したものが図表 19 である。割合が最も高いのは北海道の 23.7% であり、次いで沖縄の 21.1%、大阪の 20.4%、高知の 19.5%、鹿児島島の 19.3% と続いている。一方、貧困状態にある子どもの割合が最も低いのは福井の 8.6% であり、次いで山形の 8.8%、富山の 9.5%、岐阜の 9.9%、新潟の 10.3%、石川の 10.7% と続いている。北陸や信越地方の貧困率が低くなっている。これらの地域は、新潟を除くと生活保護の割合が低くなっている。

図表 19 貧困状態にある子どもの割合



子どもの貧困の社会的損失推計レポート (2015年12月 日本財団)

現状シナリオと改善シナリオのそれぞれについて、社会的損失の推計結果の概要を整理したものが図表 45 である。所得と税・社会保障の純負担については、推計対象である貧困世帯に属する 18.0 万人が 64 歳になるまでに得る、もしくは支払う合計値が示されている。

所得についてみると、現状シナリオでは 22.6 兆円であるのに対して、改善シナリオでは 25.5 兆円となり、子どもの貧困を放置することによって生涯所得の合計が 2.9 兆円減少することが見込まれる。

税・社会保障の純負担については、現状シナリオでは 5.7 兆円であるのに対して、改善シナリオでは 6.8 兆円となり、子どもの貧困の放置によって 1.1 兆円の社会的損失が発生する。

図表 45 社会的損失の推計結果の概要

| | 所得 | 税・社会保障の 純負担 |
|--------|---------|----------------|
| 現状シナリオ | 22.6 兆円 | 5.7 兆円 |
| 改善シナリオ | 25.5 兆円 | 6.8 兆円 |
| 差分 | -2.9 兆円 | -1.1 兆円 |

特別支援教育の充実について

1 提言の背景

(1) 特別支援教育の意義

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、かつての特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(2) 特別支援教育の動向

ア 国の動向

障害者の権利に関する条約が、平成18年に国連において採択され、平成20年5月に発効した。同条約においては、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。我が国は、平成19年の同条約の署名から平成26年の批准に至る過程において、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、教育分野をはじめ、同条約の趣旨を踏まえた様々な制度改正等が行われてきた。

イ 本県の動向

県教育委員会では、平成26年2月に、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成30年度を期限とした「鹿児島県教育振興基本計画」を策定した。その中で「特

別支援教育の推進」として、障がいのある幼児児童生徒に対する円滑な就学手続の実現，一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実，就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備，特別支援学校におけるセンター的機能の発揮など，これからの施策の方向性が示されている。

また，平成26年10月に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が施行され，障がいを理由とする差別をなくし，障がいのある人もない人も，一人一人の人格と個性が尊重され，社会を構成する対等な一員として，安心して暮らすことのできる鹿児島づくりが進められている。

(3) 本県における特別支援教育の現状と課題

ア 離島における特別支援教育

本県離島においては，奄美大島及び種子島に特別支援学校が設置されているが，特別支援学校が設置されていない離島の保護者等からは，障がいのある生徒が，義務教育終了後も引き続き地元で学ぶことができるよう，特別支援学校高等部の分校又は分教室の設置を要望する声が上がっている。

県教育委員会では，地元で後期中等教育を受けたいというニーズに応えるための選択肢として，本県独自の「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」を与論島，徳之島及び沖永良部島で実施し，授業時数を柔軟に対応するなど，離島における特別支援教育の充実に努めているところである。

しかし，その一方で，「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」の開設に当たっては，集団での学び合いを確保し，将来の自立に向けた社会性を育むことが極めて重要であるとして，複数名（2名以上）の対象生徒の入学希望があることを要件の一つとしていることから，入学希望が1名しかいない離島において後期中等教育を希望する生徒は，島外の特別支援学校に通わざるを得ない状況も想定される。

イ 高等学校における特別支援教育

本県では，各公立高等学校において発達障がいなど特別な配慮が必要と判断された生徒が，本年度808人在籍しているが，特別支援教育の経験のある教員が少ないことから，学校全体で，特別な配慮を要する生徒が在籍し，すべての教科において個々の実態やニーズに応じた指導・支援が必要であるという共通認識・理解の醸成が

重要である。

また、各市町村教育委員会では公立幼稚園、小・中学校に、障がいのある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の配置を行っているが、本県の公立高等学校については、現在、3校のみに配置されている状況である。

特別支援教育支援員の配置に係る経費については、地方財政措置が講じられていることから、このような制度を有効活用するとともに、支援が必要な生徒のニーズ把握に努めるなど、高等学校における特別支援教育支援員の配置促進が必要である。

小・中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な「学びの場」が整備されているが、中学校卒業後の進学先は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校高等部に限られている。

特別な支援が必要な生徒が在籍する高等学校において、学校教育法に基づき適切に特別支援教育を実施できるようにするためには、小・中学校における通級による指導に相当する、高等学校における特別な「学びの場」の早急な整備が求められている。

このような状況を踏まえ、国においては、平成28年12月に学校教育法施行規則の一部を改正して、高等学校での通級による指導を制度化したところであり、平成30年度からの制度運用に向けて、円滑に準備が進められるよう、具体化に向けた研究が必要である。

また、障がいのある生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。特に、高等学校における障がいのある生徒の就職促進のためには、通常の進路指導に加え、就労支援機関とのつながりや就職先への情報の引継ぎ等、特別な取組が求められることから、今後、学校、企業、労働等の関係機関が連携して支援体制を構築し、雇用機会の確保を強化することが必要である。

ウ 特別支援教育の体制整備・環境整備

障がいを理由とする差別の禁止を明記した障害者差別解消法が平成28年4月から施行され、国公立学校は、障がいのある児童生徒が他の児童生徒と同様に十分な教育を受けられるようにするため、物理的環境への配慮、意思疎通の配慮、ルール・慣行の柔軟な変更等の「合理的配慮」の提供が義務付けられることとなった。このこ

とを受けて、今後、特に地域の小・中学校においては、本人・保護者との合意形成の下、障がいのある児童生徒の生活・学習環境の一層の整備に努める必要があることから、設置者である市町村教育委員会での検討、判断に際し、県教育委員会が適切に情報提供、助言することが求められる。

また、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加のためには、就学前から学校卒業までの一貫した支援が必要である。就学や進学の際には、環境の変化に伴う混乱を最小限にするためにも、個別の指導計画・教育支援計画や、必要な支援・配慮等の情報をコンパクトにまとめた移行支援シートによる引継ぎが大変重要である。

しかし、対象児童生徒が在籍している小・中学校においては、すべての学校で個別の指導計画・教育支援計画が作成されているのに対し、幼稚園や高等学校ではまだ十分ではない現状があることから、今後、一貫した支援体制を構築するためにも、幼稚園や高等学校における個別の指導計画・教育支援計画の作成、移行支援シートの活用を促進していく必要がある。

一方で、児童生徒の社会的自立に向けて教育機能をさらに強化するためには、特別支援学校高等部について、全県的視野に立って将来的な就学ニーズを把握するなど、環境整備の必要性を継続的に検討することが重要である。

また、特別支援学校は、地域の小・中学校等において教員に対する教育相談や研修会等を行っているが、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の更なる充実を図るため、特別支援教育のセンター的機能を一層発揮することが求められている。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 離島における特別支援教育の充実

- ア これまで特別支援学校のない離島において実施してきた「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」の開設に当たっては、複数名の入学希望があることを要件としてきたものを、1人の場合でも開設できるようにすること。また、今後、特別支援教育を必要とする生徒の就学が一定規模継続して見込まれる場合は、地元自治体や関係機関の理解・協力、既存の高校校舎の活用等を総合的に検討し、特別支援学校高等部の分校又は分教室の設置を図ること。
- イ 「高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育」については、これまで実施されてきた授業時数の確保等の工夫改善を今後も継続するとともに、在宅の「訪問教育」との違いを明確にするため、「支援教室」などと名称を付け、目的・効果等について分かりやすく提示すること。
- ウ 保護者等に対する特別支援学校高等部に関する説明会や進路希望調査、地元自治体との意見交換会を毎年実施して、地元の理解の促進や入学希望者の把握に努めること。

(2) 高等学校における特別支援教育の推進

- ア 高等学校には、発達障がいを含む特別な配慮を必要とする生徒が在籍しており、適切な対応が求められていることから、特別支援教育に関する教職員研修の充実、特別支援教育支援員の配置に努めること。
- イ 高等学校における特別支援学級の導入については、今後の国の動向を注視するとともに、通級による指導については、研究指定校を設置するなどして、平成30年度からの新制度運用に向けた準備を進めること。
- ウ 障がいのある生徒が可能な限り職業的自立を図るため、職業教育の充実、地元行政や企業等の関係機関と連携した雇用確保の強化を図ること。

(3) 特別支援教育の体制整備・環境整備

- ア 特別支援教育に関する教職員研修の一層の充実に努め、適切な支援が展開される環境を構築すること。また、共生社会の実現を目指して、広く県民に対しても特別支援教育についての理解や啓発に努めること。
- イ 障害者差別解消法の施行を踏まえ、地域の学校に在籍する障がいのある児童生徒が、安心して生活し、学べるよう、市町村教育委員会がバリアフリーの環境整備やICT機器の整備を進めることについて、先行事例や教育効果等の情報提供及び必要な助言を行うなどして、支援に努めること。
- ウ 障がいのある幼児児童生徒が、就学前から学校卒業後まで一貫した支援が受けられるよう、個別の指導計画・教育支援計画の作成、移行支援シートの活用を一層推進し、学校種間の連携を強化すること。
- エ 障がいのある幼児児童生徒が身近な地域社会で専門的な教育が受けられるよう、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ること。
- オ 特別支援学校高等部については、将来的な対象児童生徒の在籍見込みや就学ニーズの動向を把握するなどして、全県的視野に立ち、環境整備の必要性を継続的に検討すること。

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します！

- 通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
 - 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
 - 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*。

<これらを学校で進めるために…>

- ・ 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・ 校内委員会などを設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います！

- 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行います。
- 対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校、中学校などに在籍する教育を行う子どもに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。

また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようにしています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数で指導しています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の形態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

交流及び 共同学習

通常の学級
少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導
通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状況に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、法外欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

● LD、ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

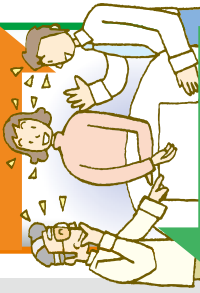
特別支援学級

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害

- *1 学校において障害のある子どもへの個別や学習支援を行います。
- *2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる学級の担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

相談



助言・援助 (センター的機能)

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などから求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の通学手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われます。

* 小学校、中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育

特別支援学校、幼稚園
小学校、中学校、高等学校
中等教育学校、大学
教育委員会
教育センター

医療

地域の病院
障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
保育所、児童相談所
社会福祉協議会
障害者福祉センター
発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
企業

その他

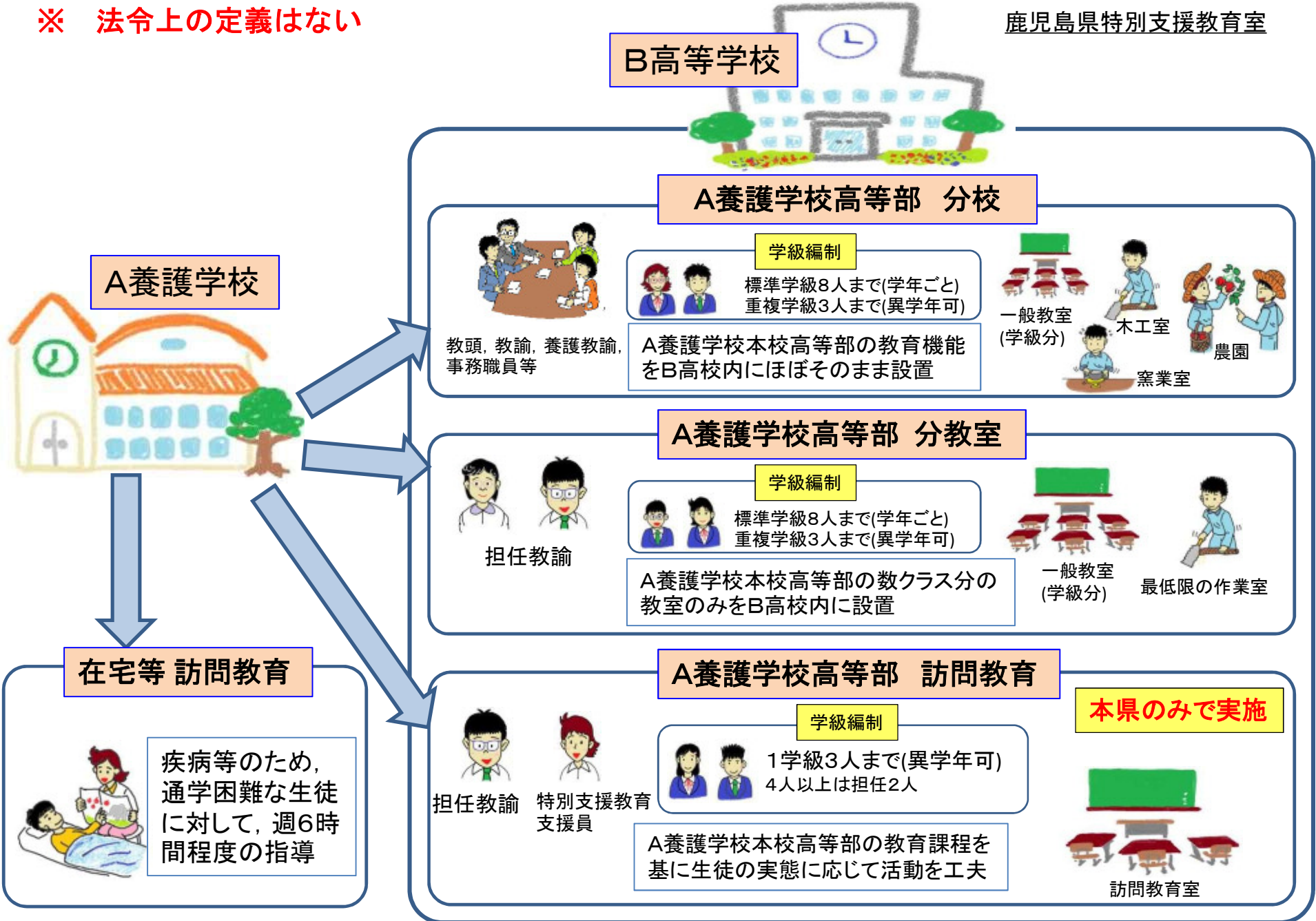
NPO、親の会
地域の活動グループ

など

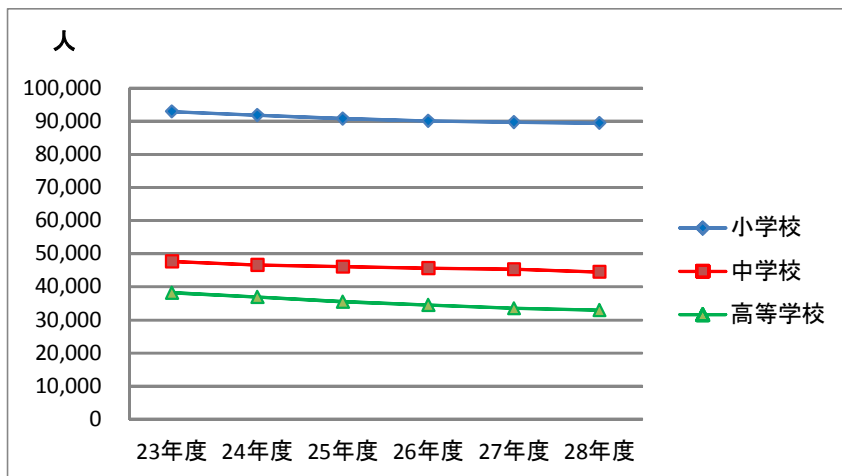
高等学校内に設置する養護学校高等部の分校, 分教室, 訪問教育について

※ 法令上の定義はない

鹿児島県特別支援教育室



1 本県の児童生徒数の推移（公立のみ，専攻科は除く）

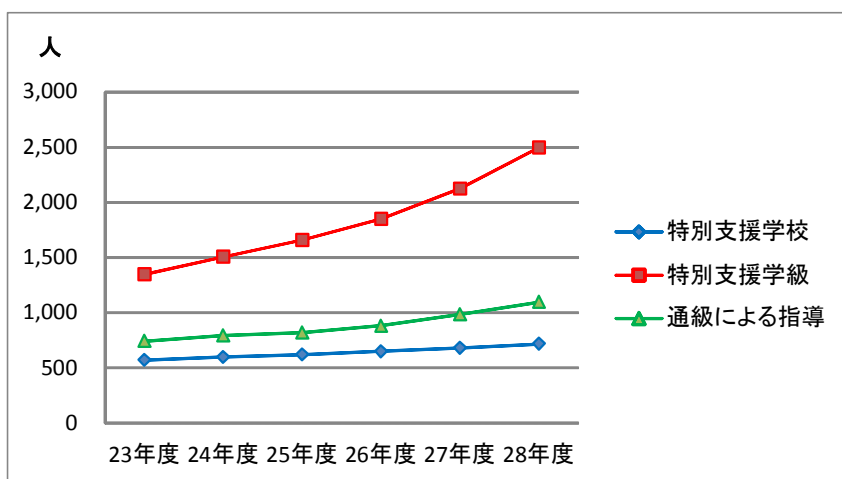


(単位：人)

| 区 分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小 学 校 | 92,885 | 91,795 | 90,765 | 90,067 | 89,669 | 89,433 |
| 中 学 校 | 47,651 | 46,581 | 46,075 | 45,622 | 45,297 | 44,499 |
| 高 等 学 校 | 38,185 | 36,938 | 35,497 | 34,494 | 33,489 | 32,945 |

2 本県の特別支援教育対象者数の推移

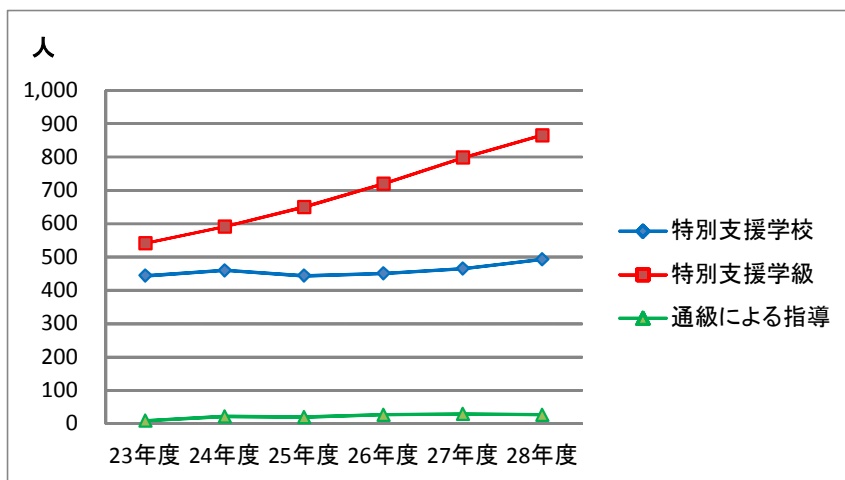
(1) 小学校（小学部）



(単位：人)

| 区 分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特別支援学校 | 572 | 599 | 621 | 651 | 681 | 718 |
| 特別支援学級 | 1,348 | 1,506 | 1,658 | 1,850 | 2,125 | 2,496 |
| 通級による指導 | 744 | 794 | 820 | 883 | 985 | 1,098 |

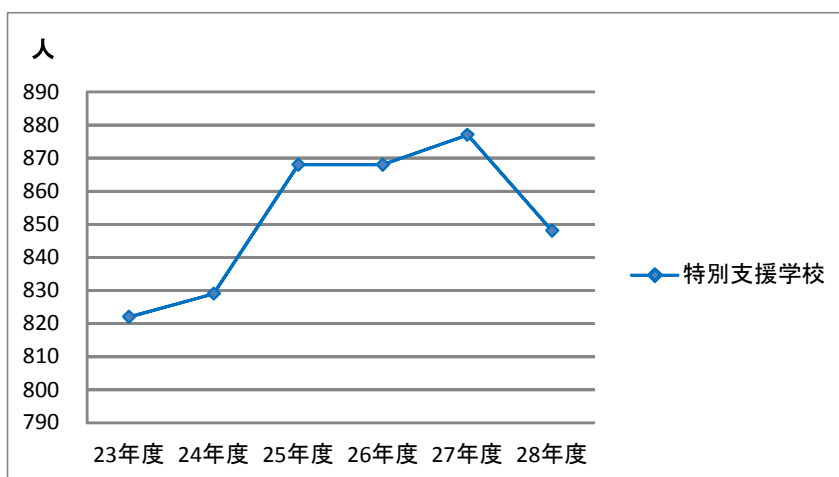
(2) 中学校（中学部）



(単位：人)

| 区 分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 特別支援学校 | 444 | 460 | 444 | 451 | 465 | 493 |
| 特別支援学級 | 541 | 591 | 650 | 720 | 798 | 865 |
| 通級による指導 | 9 | 22 | 20 | 27 | 29 | 27 |

(3) 高等学校（高等部）



(単位：人)

| 区 分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 特別支援学校 | 822 | 829 | 868 | 868 | 877 | 848 |
| 特別支援学級 | — | — | — | — | — | — |
| 通級による指導 | — | — | — | — | — | — |

3 本県における特別支援学校の設置状況

(1) 県立

平成28年4月1日現在

| 対象障害種 | 学 校 名 | 所 在 地 | 寄宿舎 | 設 置 学 部 |
|---------------|----------------------|------------------|-----|---|
| 視 覚 障 害 | 鹿 児 島 盲 | 鹿 児 島 市 | あり | 小学部, 中学部, 高等部 (本科: 普通科, 保健 理療科) (専攻科: 理療科, 保健理療科) |
| 聴 覚 障 害 | 鹿 児 島 聾 | 鹿 児 島 市 | あり | 幼稚部, 小学部, 中学部, 高等部 (本科: 被服 科, 産業工芸科, 理容科) (専攻科: 理容科) |
| 知的障害 | 鹿 児 島 高 等 特 別 支 援 | 鹿 児 島 市 | あり | 高等部 (普通科) |
| 肢体不自由 | 皆 与 志 養 護 | 鹿 児 島 市 | なし | 小学部, 中学部 |
| 知的障害 肢体不自由 | 武 岡 台 養 護 | 鹿 児 島 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 鹿 児 島 養 護 | 鹿 児 島 市 | あり | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 桜 丘 養 護 | 鹿 児 島 市 | なし | 小学部, 中学部 |
| | 南 薩 養 護 | 南 さ つ ま 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 串 木 野 養 護 | い ち 串 木 野 市 | あり | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 出 水 養 護 | 出 水 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 牧 之 原 養 護 | 霧 島 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 鹿 屋 養 護 | 鹿 屋 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 中 種 子 養 護 | 熊 毛 郡 中 種 子 町 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| | 大 島 養 護 | 大 島 郡 龍 郷 町 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| 知・肢・病 | 指 宿 養 護 | 指 宿 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |
| 病弱・肢体 | 加 治 木 養 護 | 始 良 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |

(2) 国立

| 対象障害種 | 学 校 名 | 所在地 | 寄宿舎 | 設 置 学 部 |
|-------|----------------------------------|---------|-----|---------------------|
| 知的障害 | 鹿 児 島 大 学 教 育 学 部 附 属 特 別 支 援 | 鹿 児 島 市 | なし | 小学部, 中学部, 高等部 (普通科) |

4 特別支援学校幼児児童生徒数・学級数

(1) 県立

平成28年5月1日現在
(単位：学級、人)

| 対象障害種 | 設置学部等 学校名 | 幼稚部 | | 小学部 | | 中学部 | | 高等部 | | 訪問教育 | | 専攻科 | | 計 | | |
|---------------|----------------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|----|-----|----------------------|-------|
| | | 学級 | 幼児 | 学級 | 児童 | 学級 | 生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 | 児童生徒 | 学級 | 生徒 | 学級 | 通学 幼児 児童 生徒 | 総計 |
| 視覚障害 | 鹿 児 島 盲 | - | - | 3 | 4 | 2 | 3 | 5 | 10 | 0 | 0 | 6 | 10 | 16 | 27 | 27 |
| 聴覚障害 | 鹿 児 島 聾 | 4 | 15 | 8 | 22 | 5 | 9 | 8 | 17 | 0 | 0 | 1 | 1 | 26 | 64 | 64 |
| 知的障害 | 鹿 児 島 高 等 特 別 支 援 | - | - | - | - | - | - | 12 | 95 | - | - | - | - | 12 | 95 | 95 |
| 肢体不自由 | 皆 与 志 養 護 | - | - | 3 | 9 | 5 | 10 | - | - | 2 | 6 | - | - | 10 | 19 | 25 |
| 知的障害 肢体不自由 | 武 岡 台 養 護 | - | - | 22 | 104 | 14 | 62 | 22 | 124 | 2 | 2 | - | - | 60 | 290 | 292 |
| | 鹿 児 島 養 護 | - | - | 25 | 98 | 18 | 65 | 23 | 99 | 3 | 8 | - | - | 69 | 262 | 270 |
| | 桜 丘 養 護 | - | - | 17 | 55 | 7 | 22 | - | - | 5 | 14 | - | - | 29 | 77 | 91 |
| | 南 薩 養 護 | - | - | 8 | 24 | 5 | 20 | 10 | 39 | 1 | 2 | - | - | 24 | 83 | 85 |
| | 串 木 野 養 護 | - | - | 18 | 58 | 14 | 57 | 15 | 92 | 1 | 3 | - | - | 48 | 207 | 210 |
| | 出 水 養 護 | - | - | 20 | 82 | 12 | 47 | 14 | 77 | 2 | 4 | - | - | 48 | 206 | 210 |
| | 牧 之 原 養 護 | - | - | 19 | 84 | 15 | 67 | 17 | 98 | 4 | 9 | - | - | 55 | 249 | 258 |
| | 鹿 屋 養 護 | - | - | 19 | 61 | 16 | 65 | 13 | 77 | 1 | 2 | - | - | 49 | 203 | 205 |
| | 中 種 子 養 護 | - | - | 5 | 8 | 3 | 10 | 7 | 23 | 1 | 1 | - | - | 16 | 41 | 42 |
| 大 島 養 護 | - | - | 8 | 22 | 6 | 23 | 8 | 47 | 5 | 5 | - | - | 27 | 92 | 97 | |
| 知・肢・病 | 指 宿 養 護 | - | - | 8 | 26 | 4 | 12 | 4 | 21 | 0 | 0 | - | - | 16 | 59 | 59 |
| 病弱・肢体 | 加 治 木 養 護 | - | - | 10 | 26 | 5 | 11 | 5 | 12 | 3 | 6 | - | - | 23 | 49 | 55 |
| 合 計 | | 4 | 15 | 193 | 683 | 131 | 483 | 163 | 831 | 30 | 62 | 7 | 11 | 528 | 2,023 | 2,085 |

(2) 国立

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------|---|---|---|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|----|----|
| 知的障害 | 鹿子島大学教育学部 附属特別支援 | - | - | 3 | 16 | 3 | 19 | 3 | 25 | - | - | - | - | 9 | 60 | 60 |
|------|---------------------|---|---|---|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|----|----|

5 高校校舎を活用した特別支援学校高等部訪問教育開設のための検討要件

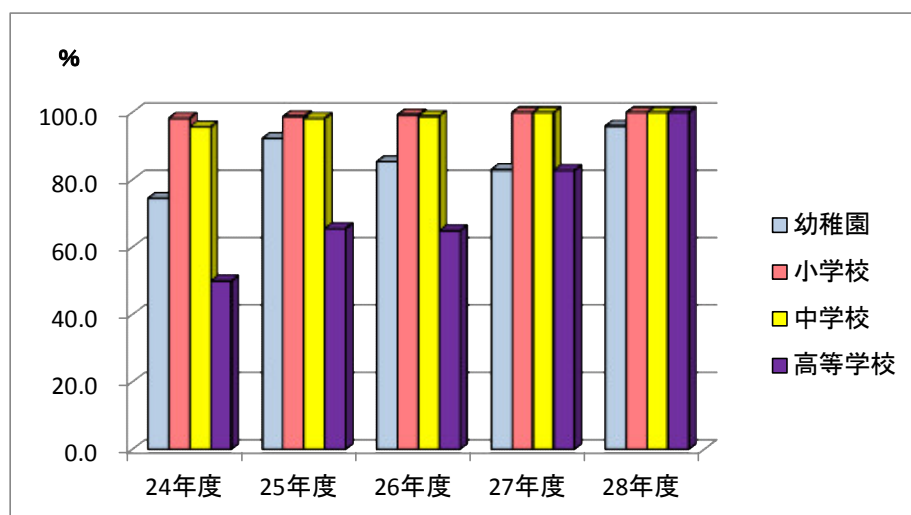
- (1) 複数名（2人以上）の対象生徒の入学希望があること（再開は1人でも可）
- (2) 受入島において特別支援教育支援員配置の協力が得られること
- (3) 島内に就労支援の場（社会福祉施設，事業所等）が確保されること
- (4) 高校の空き教室活用等により，高校生との交流が図られること

6 高校校舎を活用した大島養護学校高等部訪問教育の生徒数の推移

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| 与 論 高 校 | 2名 | 2名 | 2名 | 閉級 | | | |
| 徳之島高校 | | | | 3名 | 2名 | 3名 | 1名 |
| 沖永良部高校 | | | | 2名 | 2名 | 2名 | 閉級 |

※ 与論高校及び沖永良部高校については，対象生徒がいないことから，現在，閉級となっているが，今後，希望生徒がおり実施要件が整えば，再開設することになる。

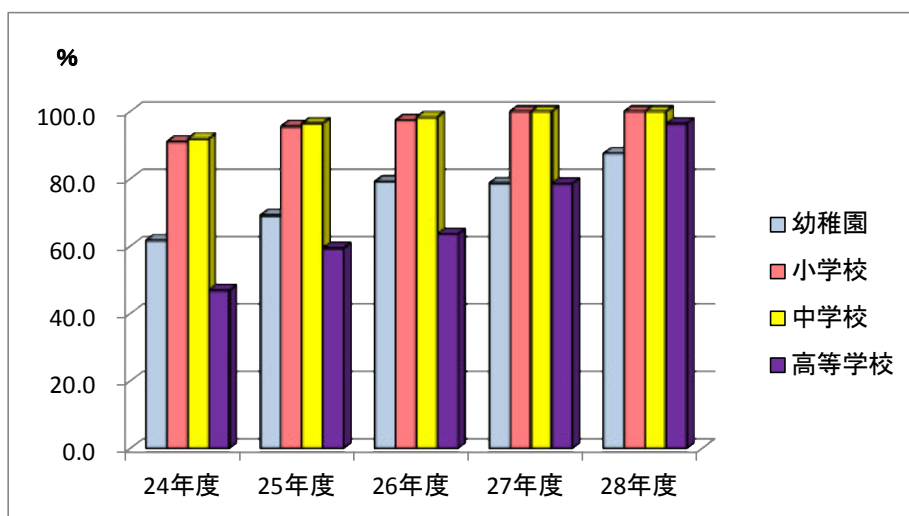
7 本県における「個別の指導計画」作成率 （作成が必要な幼児児童生徒が在籍する学校の作成率）



(単位：%)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|-------|-------|
| 幼 稚 園 | 74.5 | 92.3 | 85.4 | 83.0 | 96.0 |
| 小 学 校 | 98.3 | 98.8 | 99.3 | 100.0 | 100.0 |
| 中 学 校 | 95.7 | 98.3 | 98.9 | 100.0 | 100.0 |
| 高 等 学 校 | 50.0 | 65.6 | 64.9 | 82.8 | 100.0 |

8 本県における「個別の教育支援計画」作成率
 (作成が必要な幼児児童生徒が在籍する学校の作成率)

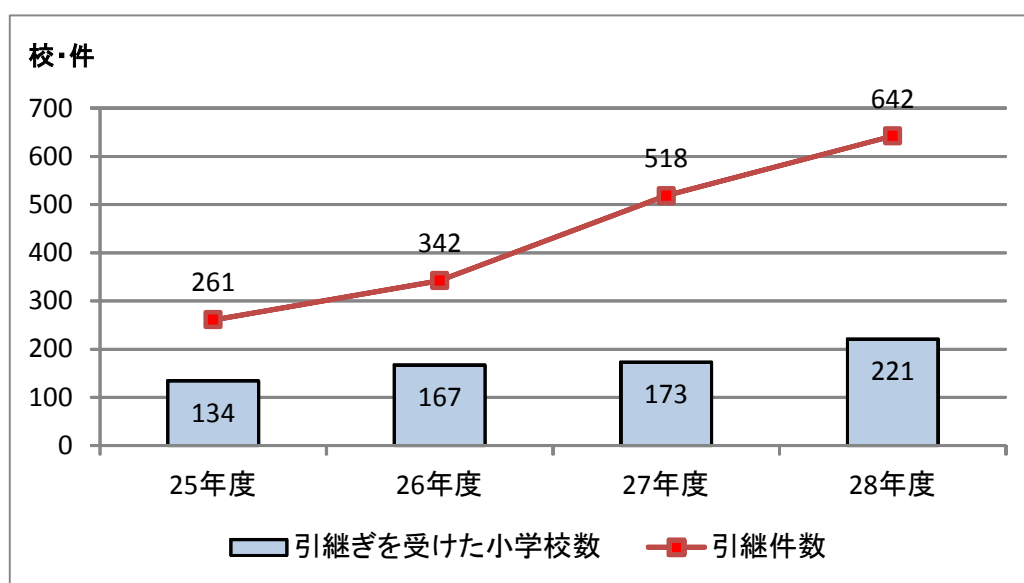


(単位：%)

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|-------|-------|
| 幼 稚 園 | 61.7 | 69.2 | 79.2 | 78.7 | 87.5 |
| 小 学 校 | 91.0 | 95.6 | 97.4 | 100.0 | 100.0 |
| 中 学 校 | 91.9 | 96.5 | 98.3 | 100.0 | 100.0 |
| 高 等 学 校 | 46.9 | 59.4 | 63.6 | 78.6 | 96.4 |

9 本県における移行支援シート活用状況

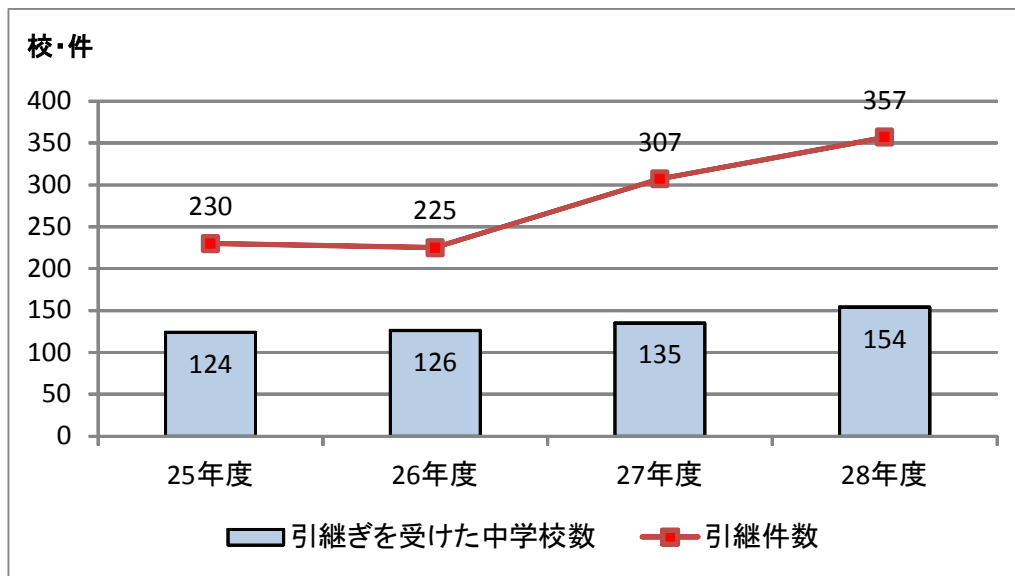
(1) 移行支援シートの引継ぎ (保育園・幼稚園等から小学校への引継ぎ)



(参考) 平成28年度新入生(小学校)のうち支援が必要な児童数

| | |
|--------|--------|
| 通常の学級 | 893人 |
| 特別支援学級 | 419人 |
| 計 | 1,312人 |

(2) 移行支援シートの引継ぎ(小学校から中学校への引継ぎ)



(参考) 平成28年度新入生(中学校)のうち支援が必要な生徒数

| | |
|--------|------|
| 通常の学級 | 580人 |
| 特別支援学級 | 282人 |
| 計 | 862人 |

森林資源の循環利用の促進に関する条例制定について

1 条例制定の背景

林地に群生する樹木などの森林資源は、土砂災害の防止、水源の涵養、県土の保全や地球温暖化の防止など森林の有する公益的機能の発揮だけでなく、「森は海の恋人」と称されるように、森林が生み出している養分等が川を流れ海に供給されることで、海域の環境を良好に保ち生物を育むといった自然界の生物同士のつながりの維持にも大きく貢献している。

また、森林資源は、木材などの林産物として適正に利用されることにより、地域の経済活動の活性化にも貢献している。

しかし、森林資源を将来にわたって活用するためには、健全で持続的な森林の維持に向けて植林、伐採、利用、そして植林といった循環利用の促進を図る必要があるが、現状においては、さまざまな課題があり、厳しいものとなっている。

(1) 森林資源について

本県の森林面積は、県土の6割を占める59万ヘクタールで、その5割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、利用可能な林齢31年以上の森林が約9割を占めるなど、本格的な利用期を迎えており、平成27年度の森林面積及び人工林面積は、ともに九州第2位となっている。また、スギ・ヒノキ人工林の皆伐面積は、近年、木材生産量の増加に伴い増加している。また、林業の採算性の悪化、森林所有者の不在村化・高齢化もあり、間伐などの手入れの行き届いていない人工林や、皆伐されたまま植林されずに放置された森林が増加しつつあり、豪雨等による林地崩壊などの森林災害の発生が危惧される。

このため、スギ・ヒノキ人工林については、間伐など継続的な森林の保全、整備とともに、再生林による適切な更新が行われておらず林齢の構成の偏りが解消されていないことが課題となっている。

(2) 木材生産について

本県の平成27年度の木材生産量は、86.7万 m^3 であり、平成32年度の生産量の目標である100万 m^3 に向けて、近年は増加傾向で推移している。森林資源の利活用にあたり、「植える→育てる→使う→植える」

というサイクルの中で需要に応じた安定的・効率的な供給体制の構築が必要であるが、本県の森林をみると零細な所有形態で、木材生産についても小規模・分散的であり、また、林業就業者については、平成2年の約3,600人から減少し、特に、資源の再造成につながる植林や保育作業の従事者の減少が著しく、近年は、約1,600人程度で推移してきている。一方、人材不足に対応し生産性を向上させるため、高性能林業機械の保有台数が大幅に増加している状況である。

また、林業就業者については、他産業に比べ所得が低いことや労働環境が厳しく危険な作業を伴うことなどから、新規参入者の定着率が著しく低くなっている。

このため、就業者確保の取組の更なる推進とともに、高性能林業機械導入に係る負担の軽減など、林業事業体の安定的な経営のための環境の整備が課題となっている。

(3) 木材の需要及び販路について

木材の需要については、近年、大型木材加工施設や木質バイオマス発電施設の稼働により増加傾向にあり、今後も新たな施設整備計画もあり増加が見込まれるが、このうち建築用製材品については、安価な県外製材品が流入し、本県需要量の6割が県外からの移入となっている状況である。また、中国、台湾など東アジアの木材需要が旺盛であり、土木資材向け低質材を中心に輸出が増加しているが、製材品等の新たな販路としての活用も期待されている。さらに、新たな建築資材としてCLT（直交集成板）が注目されるとともに、木材の快適性を活かし居住性に配慮した災害応急仮設住宅の木造化、さらには、木材から得られる超極細繊維であるセルロースナノファイバーといった新素材としての利用が期待されている。

このため、建築用製材品について、安価な県外製材品に対抗できる製材コストの低減や流通形態の改善など県産材のシェア拡大に向けた取組とともに良質材や付加価値の高い製材品の輸出の拡大が課題となっている。

また、今後、少子高齢化による住宅着工戸数の減少が見込まれることから、住宅建築に占める木造住宅のシェアの拡大や非木造住宅の内装等における木材利用拡大をはじめ新たな木材需要に対する対策が必要となっている。

2 条例の必要性

(1) 森林資源の循環利用促進の意義

県内外において県産材の利用を拡大するため、新たな販路や需要の創出を行うなど林業・木材産業の成長産業化を図ることは、本県の豊富な森林資源の適切な循環利用を促進し、健全で持続的な森林の維持だけでなく鹿児島における地方創生の実現にも寄与することになる。

(2) 森林資源の循環利用促進に向けた取組

森林資源の循環利用の促進を図るためには、林業就業者など人材の確保・育成、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械導入等による効率的・安定的な県産材供給の仕組みづくりなど林業採算性の向上を図ることや、間伐や再造林など県産材供給機能を持続的に発揮させるための森林の保全・整備を継続的に実施することが必要である。

また、県産材の需要拡大を図るためには、加工・流通体制の整備や県産材の住宅等への活用促進、CLT（直交集成板）の普及や木質バイオマスの利用促進、県産材輸出の拡大等のほか、セルロースナノファイバー等の新分野への開発・利用について関係機関・団体と緊密に連携して進めることが必要である。

(3) 条例制定の必要性

森林資源の循環利用を促進するため、この理念や県、森林所有者、林業事業者等のそれぞれの責務・役割などを明らかにするとともに、再造林の推進など基本的な事項を体系的に条例に規定することにより、健全で持続的な森林の維持に関する取組を継続的、包括的に展開することを目指す。

3 条例に規定すべき事項

- (1) 県の責務，森林所有者及び林業事業者等の役割，協力
- (2) 推進体制の整備
- (3) 森林の保全管理・整備の推進
- (4) 人材の確保・育成
- (5) 県産材の安定供給
- (6) 県産材利用促進に関する指針及び取組
- (7) 県産材の流通加工体制の整備ならびに加工開発，国内販売及び輸出の促進
- (8) 木育の促進，普及啓発

4 条例に規定する主な内容

- (1) 前文
- (2) 目的
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 県の責務
- (6) 森林所有者及び林業事業者の役割
- (7) 木材産業事業者の役割
- (8) 建築関係事業者の協力
- (9) 県民，市町村の協力
- (10) 推進体制の整備（県産材利用促進の総合的役割）
- (11) 森林の保全管理・整備
- (12) 再造林の推進
- (13) 人材の確保・育成
- (14) 県産材の安定供給
- (15) 県産材利用促進に関する指針
- (16) 県産材利用促進及び優先的利用の促進
- (17) 県産材の流通加工体制の整備
- (18) 県産材の加工開発の促進
- (19) 県産材の国内販売の促進
- (20) 県産材の輸出の促進
- (21) 木育の促進
- (22) 普及啓発
- (23) 施策の実施状況の公表
- (24) 財政上の措置

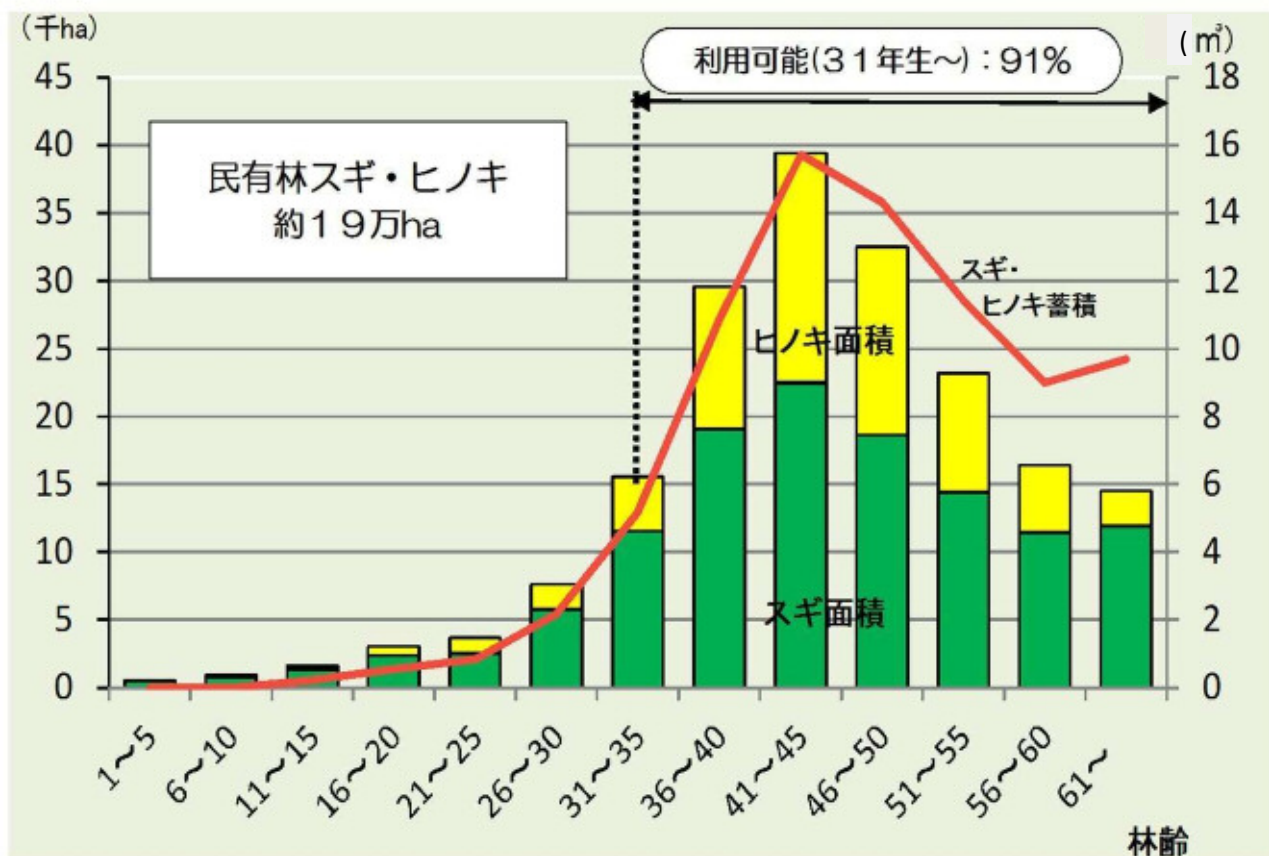
[参 考]

1 森林資源の概要

単位:千ha

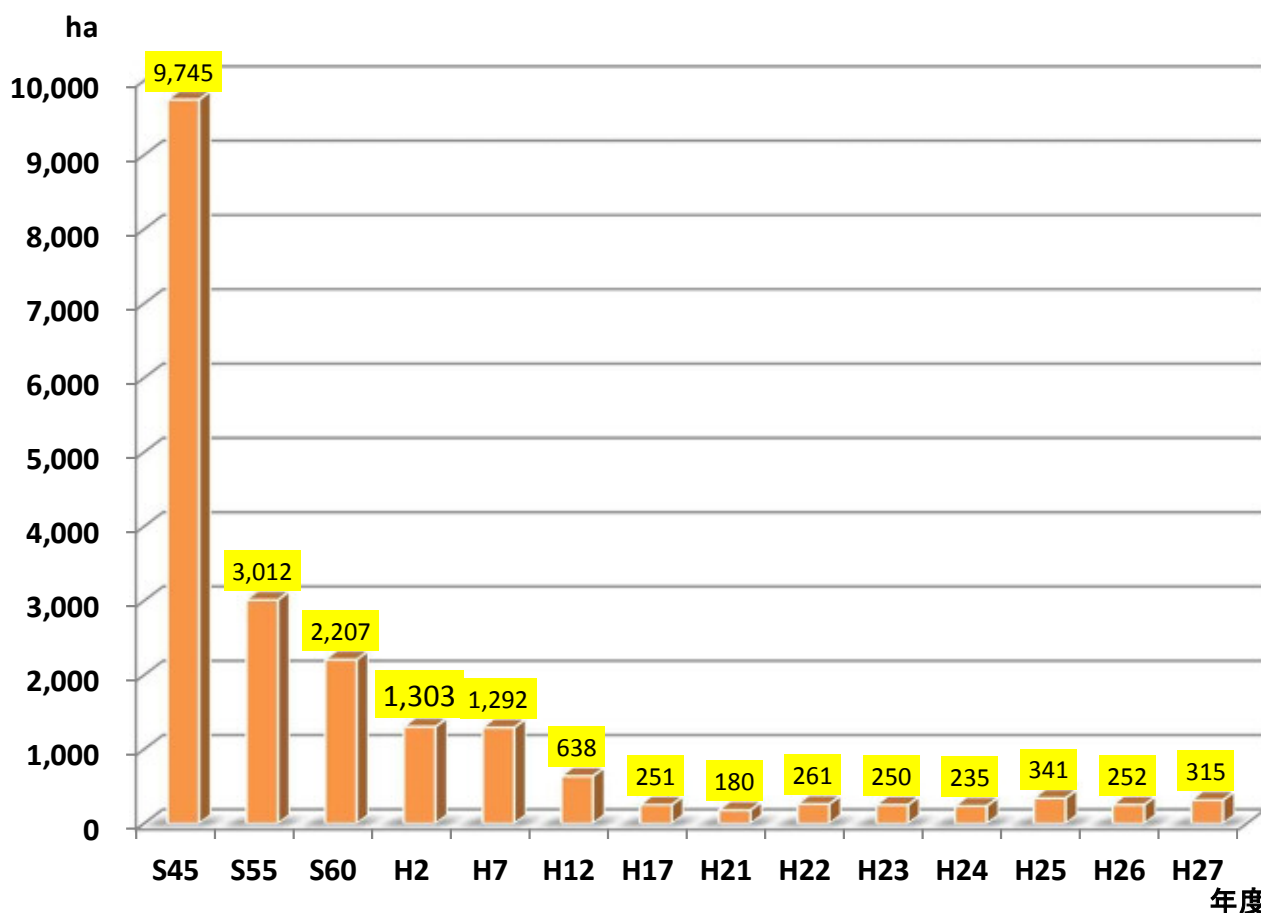
| 区 分 | | 実 数 | 全 国 占 割 合 (%) | 全 国 にお け る 位 | 九 州 にお け る 位 | 備 考 |
|---------|-----|-----|---------------|--------------|--------------|--|
| 総土地面積 | | 919 | | | | |
| 森 林 面 積 | 総 数 | 587 | 2.4 | 12 | 2 | ・国有林の地域別の森林計画書 ・林野庁「森林・林業統計」 ・地域森林計画書 など |
| | 国有林 | 152 | 2 | 12 | 2 | |
| | 民有林 | 435 | 2.5 | 13 | 1 | |
| | 人工林 | 289 | 2.8 | 9 | 2 | |

2 スギ・ヒノキの状況



資料:平成27年度版 県森林・林業統計

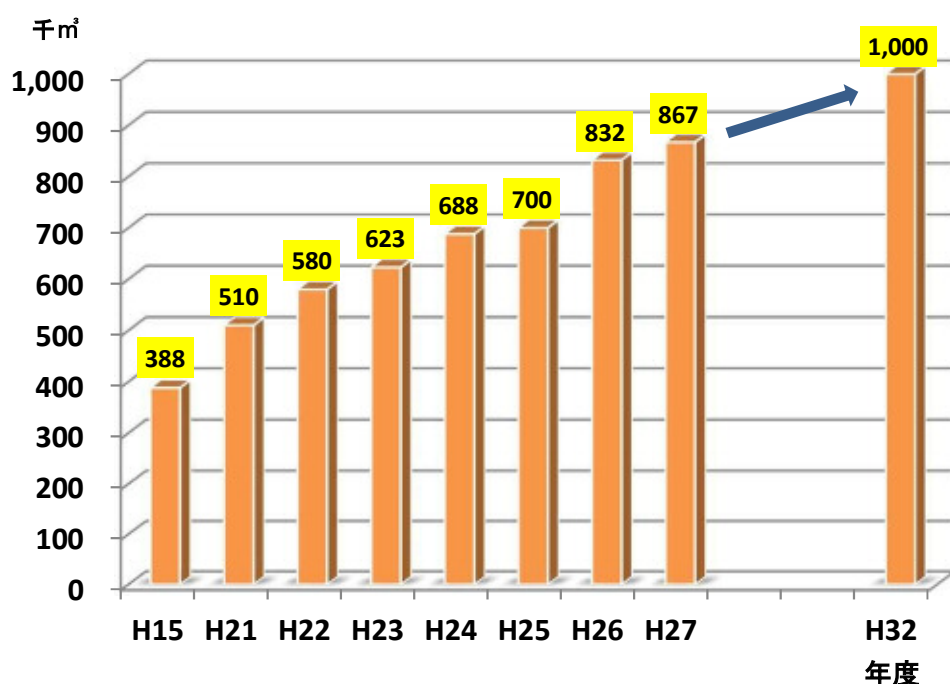
3 造林



資料：平成28年度版県森林・林業統計

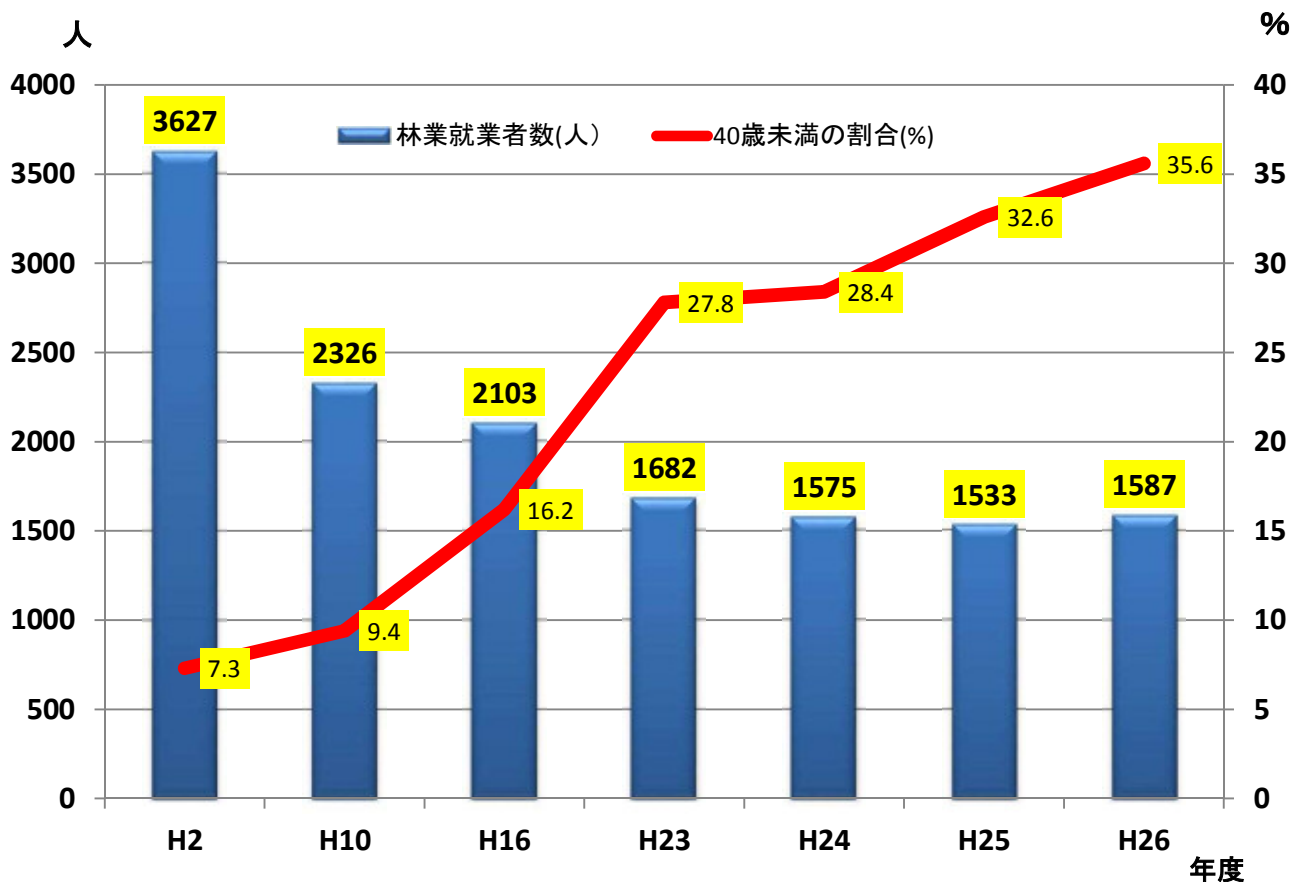
4 県産材の生産量

○平成32年度の
生産量
目標：100万 m^3
(県森林・林業
振興基本計画)



資料：平成28年度版県森林・林業統計

5 林業就業者数



資料：森林経営課

6 高性能林業機械の保有状況

高性能林業機械保有状況推移

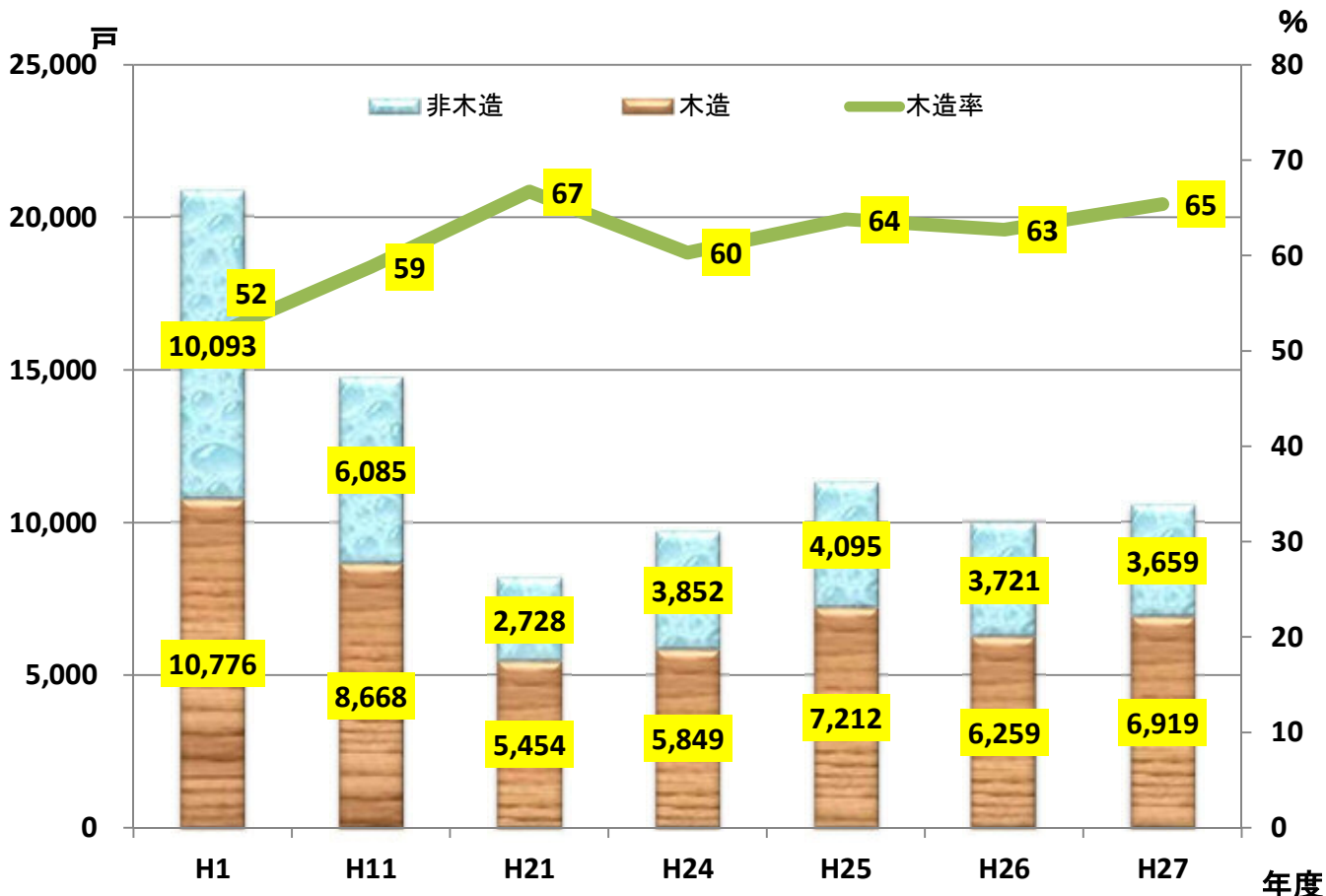
単位：台

| 林業機械名 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| スキッダ | 15 | 16 | 16 | 16 | 16 | 19 |
| スイングヤーダ | 15 | 15 | 17 | 17 | 19 | 21 |
| タワーヤーダ | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| プロセッサ | 22 | 22 | 26 | 24 | 31 | 43 |
| ハーベスタ | 13 | 12 | 13 | 13 | 16 | 23 |
| フォワーダ | 34 | 40 | 45 | 54 | 60 | 90 |
| その他 | 11 | 13 | 21 | 18 | 30 | 46 |
| 計 | 113 | 121 | 141 | 145 | 175 | 244 |

資料：かごしま材振興課

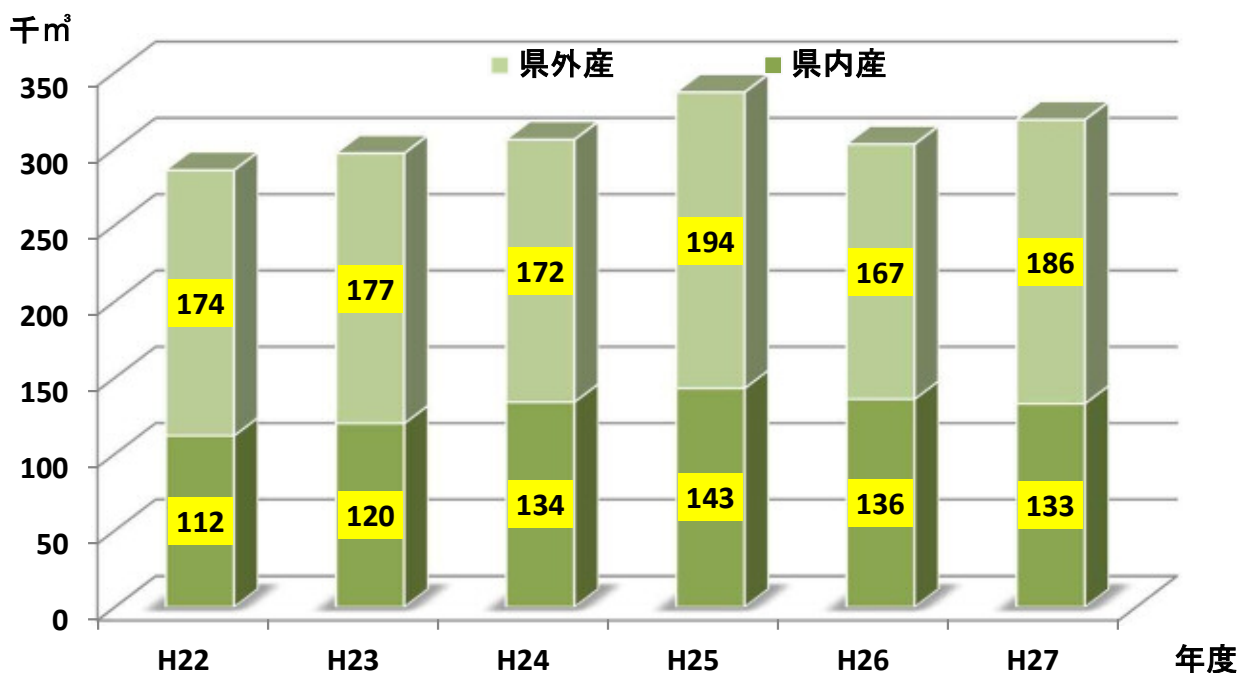
7 木材の需要

○住宅着工戸数



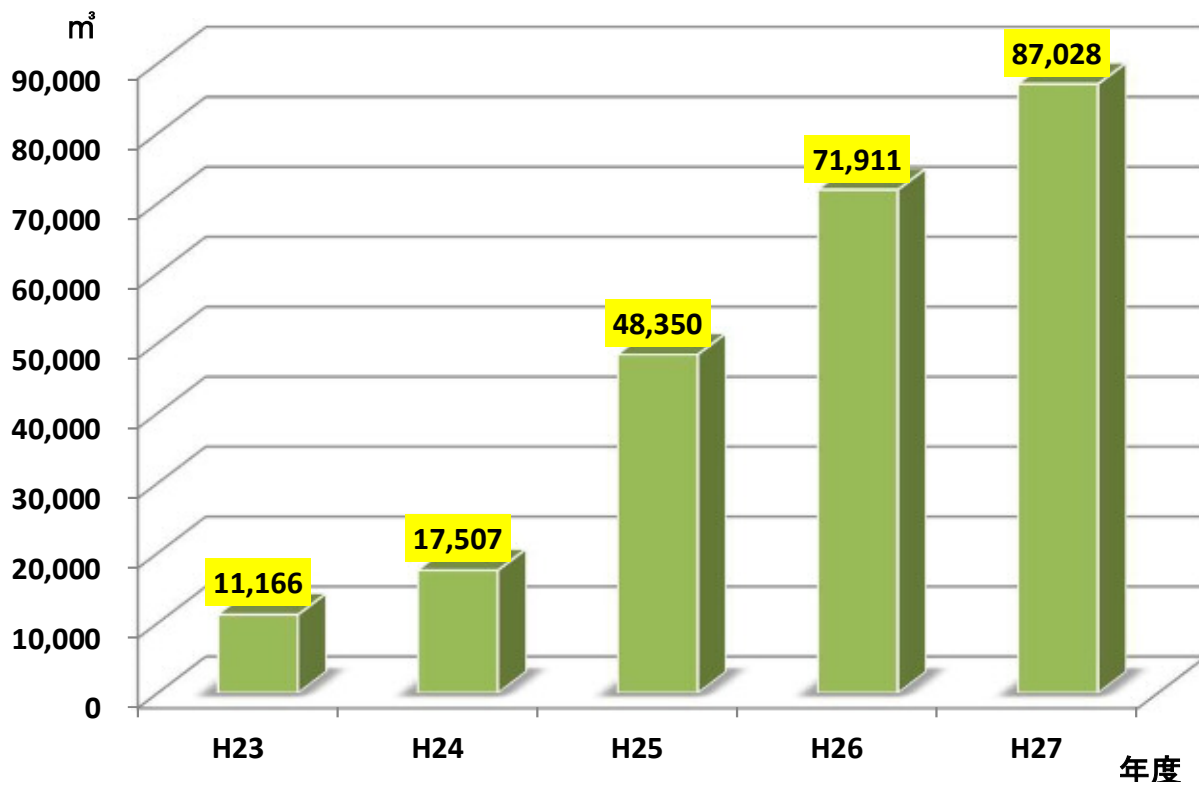
資料: かがしま材振興課

○建築用製材品



資料: かがしま材振興課

○県産材の輸出状況



資料:かごしま材振興課